

市税は期限内に納付しましょう



市税は貴重な財源

市税は、市民の皆さんが安心して、健康な暮らしをするための貴重な財源です。納付された市税は、福祉や教育、道路整備などのために使われています。

納期限内の自主納付が原則

納税は、国民の義務で、納期限内の自主納付が原則です。

しかし、納期限までに納付されない場合は、市から督促状の発送などを行います。この業務には、多額の経費を要し、その経費は市税で負担しなければなりません。

納付を怠ると延滞金が発生

市税を定められた納期限内に納付できないことを「滞納」と言い、滞納

した場合、延滞金が発生します。

延滞金は、地方税法で「徴収しなければならぬもの」と定められています。30年中は、年率8・9%（納期限の翌日から1か月を経過する日までは2・6%）で、納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じて計算されます。

公平性を保つための滞納処分

納期限までに納付が確認できない人に対しては、電話による納付案内、督促状や催告通知書などにより、自主的な納付をお願いしています。

しかし、再三の催告にも応じず、納税相談の連絡もないなど、納税に誠意の見られない人がいます。こういった場合は、納付されている人との公平性を保ち、大切な市税を確保するため、滞納している人の資産や収入の調査を行い、財産を差し押さえて滞納している税金に充てることとなります。市には、裁判所の許可なしに差し押さえる権限が与えられていて、滞納者本人が不在でも行うことができます。

滞納処分の対象となる主な財産は、給与・賞与、預貯金、売掛金、生命保険、動産（貴金属・自動車など）、不動産などで、29年度は273件、約1690万円を市税に充てました。

納付困難な場合は相談を

病气や失業、生活が苦しいなど、やむを得ない事情により納期限内に納付できない場合は、事前にご相談ください。完納に向けた納付計画などの納税相談を行います。

また、毎週水曜日（祝日を除く）は、本庁舎のみ午後5時15分から7時まで時間を延長し、窓口業務を行っています。

税務課では、各種証明書の発行や市税などの収納を行っていますので、日中に市役所へ来られない人は、ぜひご利用ください。

■問い合わせ先 税務課収納係
（☎・内線1128～1130）

納税には便利な口座振替のご利用を

市税の納付には、納め忘れのない口座振替をお勧めしています。口座振替を利用すると、指定した口座から、各納期の末日に振替納付することができます。

◆申し込み方法＝利用する金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で納入通知書・預貯金通帳・通帳印を持参し、申し込みください。

※市内の金融機関には、口座振替依頼書を備え付けています。市外の金融機関を利用したい場合は、税務課へお問い合わせください。



岩手山焼走りマラソンの参加者を募集しています



前回大会ファミリーコースのスタート

第27回岩手山焼走りマラソン全国大会が開催されます。

- 日時 7月8日(日)午前9時開会(受け付けは、午前7時半から8時50分まで)、小雨決行
- 会場 岩手山焼走り国際交流村(マラソンは、岩手山パノラマラインを利用した折り返しコース)
- 種別 ▶一般(10^{キロ}、5^{キロ})▶中学生3^{キロ}▶ファミリー2^{キロ}
- 申し込み方法 ①各種インターネットサイト②郵便振替用紙 ※いずれの方法でも別途手数料が必要となります。
- 申込期限 6月8日(金) ※当日消印有効
- 問い合わせ先 市体育協会(☎76-4141)または地域振興課スポーツ推進係(☎・内線1146)

住宅の新築・増改築工事と水洗化リフォームに助成

市は、市民の居住環境の向上、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、木造住宅の新築・増改築工事費と住宅の水洗化リフォーム工事費に助成します。

必ず工事に着手する前に申請してください。予算額に達した時点で受け付けを終了します。

①木造住宅の新築・増改築工事

■対象住宅 ▼居住する目的で市内に新築する木造住宅、または所有かつ居住している市内の住宅で増改築する木造住宅 ※共同住宅、建売住宅、別荘など一時的に使用する住宅、賃貸など営利を目的とした住宅は対象外▼集合住宅や併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用、住宅用として使用している住宅▼過去に同助成を受けていない住宅

■対象工事 ▼新築または建築確認申請が必要な増改築で、対象工事に要する経費が100万円以上の工事

▼集合住宅は居住専用部分、併用住宅は住宅部分を対象とする工事▼施工業者(法人または個人事業主)が施工する工事▼他の補助などを受けていない工事▼平成31年3月20日(水)までに完了報告ができる工事

■対象者 ▼助成金の交付請求時に

任意団体共有事務室として市民センター利用できます

市は、西根地区市民センター1階展示室を市内任意団体の共有事務室として開放します。共有事務室、椅子、キャビネットは市で設置しますが、パソコン、プリンターなどは利用団体でお持ち込みください。

■利用条件 ▼市民または市内に勤める人で構成される、営利を目的としない任意団体▼複数の団体と共同利用を可とする団体

■申し込み・問い合わせ先 地域振興課生涯学習係(☎:内線1142)

人材・青少年育成のため補助金を活用しましょう

市は、人材・青少年の育成に係る研修、交流事業に対する経費の一部を予算の範囲内で補助しています。

①研修会等開催事業 各種団体が、その分野の人材を育成するために研修会や講演会などを開催(参加者からの会費などによる収益を差し引いた経費のうち、2分の1に相当する額以内で50万円を上限)

②国内外研修事業 個人が、市内の団体や国、県などの主催する研修会(国外を含む)に参加(個人が支払う経費で直接研修に要する費用の2分の1

対象住宅に居住し、所有している人▼市税を滞納していない人▼過去に同助成を受けていない人

■助成金額 左表のとおり

■申請期限 12月20日(木)

表_木造住宅新築・増改築工事助成額

工事受注者	対象経費	助成額
市内の業者	2,000万円以上	50万円
	1,000万円以上2,000万円未満	40万円
	500万円以上1,000万円未満	30万円
	100万円以上500万円未満	20万円

※市外業者に発注した場合、助成額は半額
※市産材を5立方メートル以上使った場合は、1立方メートル当たり2万円を上乗せ(上限50万円)

②住宅の水洗化リフォーム工事

■対象住宅 ▼自己が2分の1以上を所有し、自己または自己と生計を同一にする親族が延べ床面積の2分の1以上居住している市内の住宅▼過去に同助成を受けていない住宅

■対象工事 ▼既存の排水設備、便槽または合併処理浄化槽を下水道処理施設、農業集落排水処理施設または合併処理浄化槽に接続する工事およびそれに伴う増改築工事▼対象工事に要する経費が20万円以上の工事

に相当する額以内で10万円を上限)

③青少年派遣研修事業

20歳未満の青少年を市長が認める研修に派遣(派遣される青少年が負担する経費のうち、2分の1に相当する額以内で1人につき25万円を上限)

④国際交流事業 団体が、国際親善、国際理解のために国際交流事業を実施(事業実施団体に支援金として50万円を限度に補助)

■申込期限 事業実施の1カ月前
■問い合わせ先 地域振興課生涯学習係(☎:内線1143)

道路に張り出した枝の剪定にご協力ください

道路や歩道において、隣接する私有地から道路上に枝が張り出していることにより、歩行者や自動車などの通行に支障となる場合があります。事故を未然に防ぐため、張り出した枝の剪定にご協力ください。

■問い合わせ先 建設課管理係(☎:内線1301)

林業新規就労者と雇用主を支援します

市は、林業新規就労者と雇用主に最長2年間、補助金を交付します。

■補助金交付要件 下表のとおり

表_補助金交付要件

職種	林業新規就労者	林業事業体
対象者	過去に林業に従事した経験が3年未満で、かつ、当年度に新たに林業事業体に林業就労する人	森林施業、製材を主たる業務とする法人
条件	補助を受ける年度の前年度3月31日時点で45歳以下であり、かつ市内に住所を有する人 また、納期の到来した市町村税を完納していること	市内に事務所または事業所を有し、林業新規就労者を月給制の通年雇用し、社会保険制度に加入させること
補助内容	月額3万円を交付 また、市内に所在する貸家に居住する場合、家賃の2分の1の額を補助(上限2万円)	新規就労者1人当たり月額2万円

■問い合わせ先 農林課林業係(☎:内線1337)

臨床工学技士を募集します

市は、平成30年度採用(中途採用)の市職員採用試験を行います。

■職種(採用予定人数) 臨床工学技士(1人)

■受験資格 臨床工学技士免許を有し、昭和43年4月2日以降に生まれ

■試験日 7月9日(月)
■試験会場 西根病院会議室
■申し込み方法 受験申込書を持参または郵送(必着)で提出。様式は市ホームページからダウンロードして

いただくか、総務課、西根・安代両総合支所に備え付けてあります。

■申込期限 6月22日(金)

■問い合わせ先 総務課(☎:内線1231)

市営住宅の入居者を募集

市は、左表に示す市営住宅への入居者を募集しています。希望する人は申込期限までに必要書類を建設課に提出し、審査を受けてください。

■申込期限 5月23日(水)

■申込書の配布場所 建設課または西根・安代両総合支所

■問い合わせ先 建設課建築係(☎:内線1306)

表_入居者を募集する市営住宅(全て風呂付き)

住宅名	募集戸数	建設年度	間取り	単身入居
町裏住宅	3戸	平成29年	2LDK	可
	4戸		3LDK	不可
時森住宅	2戸	昭和56・57年	3K	可
湯沢住宅	1戸	平成6年	2LDK	不可

※入居者は、住居に困っている度合いの高い人を優先し決定します。順位を定めるのが難しい場合は、抽選で決定します。

を交付します。

なお、平成30年度から報奨金対象品目および報奨金額の一部を変更。新たに回数割額として、集団回収1回につき1000円を交付します(1団体年間6000円を上限)。

■登録申請 集団回収団体の登録申請書を事前に提出してください。
■請求書提出期限 12月28日(金)
■対象品目/金額

▼スチール缶、その他瓶(一升瓶、ビール瓶は対象外で、資源回収業者が回収可能と判断した物)、紙パック、新聞紙、段ボール、雑誌/1キロ5円
▼アルミ缶/1キロ4円
※市内で回収した物が対象です。

■問い合わせ先 市民課環境企画係(☎:内線1068)

一人一人が安全を心掛け農作業事故を未然に防止

春の農繁期を迎え、トラクターなどに関する農作業事故が増加します。次のことを心掛けましょう。

▼一人での作業は避け、家族に作業場所と帰宅時間を伝える。▼横転・転落事故から体を守るため、トラクターには安全フレームを装着する。▼農業機械、水路の近くで子どもを遊ばせない。

■問い合わせ先 農林課農政推進係(☎:内線1341)